

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 1 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530063

研究課題名（和文） 中国死刑制度の歴史的刑事政策的国際研究

研究課題名（英文） A Historical and Criminal Study on the Death Penalty in China

研究代表者

王 雲海（WANG YUNHAI）

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30240568

研究成果の概要（和文）：

この研究を通じて死刑多用という現代の中国の死刑政策・死刑制度を歴史的かつ刑事政策的に深く見ることができた。つまり、中国社会が国家権力を原点とする「権力社会」であって、そこでの死刑政策・死刑制度は、封建時代から民国時代を経て今日に至るまでは、基本的に権力を中心にその統治状況により政治的に決定されており、純粋な法律制度として完全に刑事政策的に対処されることにはまだ至っていない。この「死刑の政治性」こそ中国での死刑政策・死刑制度のありかた、そして、死刑多用の現実を根本から左右しているのである。

研究成果の概要（英文）：

In this study the situation that China has used death penalty mostly in the world has been analyzed deeply both from a historical perspective and criminal perspective. Its conclusion is as following: China is a society that can be called as “State Power-based Society”, the death penalty’s policy and system there is also determined basically by the state power as a political ruling problem, rather than a legal criminal problem. This political characteristic is the key point to understand the death penalty in China.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	700,000	210,000	910,000
2010 年度	600,000	180,000	780,000
2011 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：刑事法・中国法

科研費の分科・細目：法学・刑事法学・刑事政策

キーワード：死刑、中国の死刑、死刑の歴史性、死刑の現代性、即時執行死刑、2年執行猶予つき死刑、儒家、法家

1. 研究開始当初の背景

死刑を廃止すべきか存置すべきかが世界的問題になっているが、本研究が開始された2009年の時点では、中国は世界での死刑適用の約九割を占めていた。このような深刻

な状況に対して、中国国内の刑事法学者だけでなく、日本やその他の世界各国の刑事法学者も、学術機関以外のその他の国際機関や関係者も、大きな関心を寄せていた。また、日本や米国はあまり死刑を多用しないものの、

やはり死刑を存置させている。中国の動向は同じ死刑存置国である日本や米国に影響が多い。逆に、日本や米国での動きも中国に対しても影響を大きく及ぼす。こういう背景のもとで、中国の死刑政策・死刑制度に対して歴史的刑事政策的に国際的研究を展開することは学術的意義が勿論、社会的意義も大きいので、本研究を開始したわけである。

2. 研究の目的

本研究では、「歴史の連続と不連続」という歴史的視点と、「刑事政策と死刑」という現代的視点の両方を結んで、社会と死刑との関係を中心にして、中国の死刑制度に対する歴史的刑事政策的研究を総合的に展開して、中国の死刑政策・死刑制度を、制度レベルのみならず、その歴史的かつ現代的背景というレベルからも刑事政策的に分析し、「権力社会」という中国の社会特質にまで視野を延ばし、中国における死刑問題の本質を深く総合的に解明し、その過去、現在、将来を的確に描き、予測することを主な目的としていた。このような研究の遂行を通じて、日中両国の刑事法・刑事政策研究の国際化と連動化をはかり、両国そしてその他の国々のこの領域の研究者の連携や問題意識の共有を促進し、また、日中両国の刑事法・刑事政策の学術研究に寄与する。それと同時に、世界にとって、または、国民にとって関心の大きな問題である死刑、特に中国の死刑についての学術的、最新の知識を提供し、刑事法・刑事政策、そして、死刑問題への国民的、社会的関心を引き起こして、社会に対する国民の責任感を高めていくことも目的であった。

3. 研究の方法

本研究での研究方法は以下のとおりである。

まず、現代の中国での死刑政策・死刑制度を解明するためには、ただ「現代から現代へ」という単純な手法ではなく、むしろ、「歴史から現在そして将来へ」という、歴史の連続性と非連続性を重視して、中国の死刑を封建時代、民国時代、現代時代という三つの時期に分けて、それぞれの連続性と非連続のなかから、現代の中国の死刑政策・死刑制度を解明しようとするアプローチが用いられた。

次に、本研究では、死刑に関する各時代の中国の法律条文、判例、新聞報道などの資料を精密的に読み込み、その時代の社会状況に応じて、その意味合いや社会的意義を解明しようとした。特に、社会民衆と死刑、政治統治者と死刑、法律専門家と死刑という三つの多重的視点から、それぞれの時代の死刑の実際の意味合いを見て、死刑のもつ社会的意義、政治的意義、法律的意義、そして、それぞれの関係、それぞれの比重を明らかにする、と

いう、これまで使われることのない独自の研究手法を使って、研究を展開した。

最後に、本研究は、中国での死刑の実態、そして、死刑に対する中国社会の本当の姿勢を確実に把握するために、許される範囲で広範的に調査を行い、ただ論文、文献、書類のなかでの死刑だけではなく、民衆・社会・実際のなかでの死刑をも視野に入れて、中国における死刑の本当の姿を現実にも即した方法で把握するようなアプローチが試みられた。具体的には、死刑の実態を把握するために、公式的なもの・中央として、北京を調査の対象として調査を行なっただけでなく、非公式的なもの・地方として、中国の最南端に位置し、経済的にあまり発達していない、独自性の強い海南省も調査し、そこで実際に死刑制度の運用にかかわりをもつ裁判官、検察官、弁護士および死刑囚やその親族も調査の対象として、死刑に対する生の考え方も研究対象に収めた。

4. 研究成果

本研究を通じて主に以下の成果があげられた。

(1) 学術上の成果は以下のとおりである。

本研究を通じて中国の各時代での死刑意義が明らかにされた。

封建中国の各時代においては、死刑に対する考え方は、互いに相違が若干あるものの、共に死刑を何よりもまず統治の方策・政治のスタイルとして意識して、対応していた。どの時代においても、死刑を法律の問題として刑事政策的に捉えることにはまだ至っていなかったのである。従来は、「法家」は刑罰を厳しくしようとして、死刑の多用を主張したと言われたが、「法家」より人道的でやわらかいと言われていた「儒家」も、実は、死刑に対する考え方は「法家」とはあまり変わらなかった。両方とも統治の政治から死刑を見て、皇帝の統治にとってよいか悪いかだけを死刑の基準または政策として説いていた。違うのは、強調する場面の相違だけである。封建中国法律の集大成と言われる「唐律」や「清律」もまさに「法家」と「儒家」との合体にすぎず、そこでも死刑は政治的道具でしかなかったのである。

民国時代の中国において、死刑に対する考え方として、一方では、西洋の法律や文化の流入と影響で、死刑を濫用するのを戒めるべきであって、その手続の正規化をはかるべきであるという流れがあり、純粋な法・刑事法・刑事司法レベルにおいては、いくつかの改善があった。しかし、他方では、内戦や侵略という軍事的、政治的要素により、死刑を何よりもまず軍事闘争や政治闘争の手段として使い、死刑を無制限的にまたは法外的に利用してもやむをえないという流れもあつ

た。全体として、死刑を法律の問題として刑事政策的に捉えることにはまだ至っていなかったのである。また、民国期の死刑の実態として、一時的に西洋的死刑制度を試みた時期または場所があったものの、ほとんどの時期または場所においては、伝統封建中国における死刑制度やその恣意的運用が、革命派か反革命派かを問わずに、一様的であった。中国の歴史的連続性が民国時代においても強く見られた。

現代中国における死刑政策・死刑制度について、中国首都である北京と最南端である海南省に数回、調査や研究発表などの形で行って、中央としての北京での動きと地方としての海南島での動きという両面からいまの現状をまず確実に、しかも多重的に把握し、従来の研究であまり注目されていなかった地方、特に少数民族のいる地方の状況も学術的に掴むことができた。その結果、次のようなことが判明した。つまり、封建時代の中国の死刑政策・死刑制度や、民国時代の中国の死刑政策・死刑制度はその影響が今の中国でも完全に消えておらず、中国の死刑政策・死刑制度の歴史的連続性と非連続性はいまだに見受けられる。そのために、現代中国の死刑もまた非法律性・非刑事政策性（政治性、文化性、経済性）を兼ねており、いかに死刑を純粋な法律制度・刑事法制度として刑事政策的に対処するかがいまの中国にとっての最大の課題である。

もとより、現代中国、特に「改革開放」政策が実施された1980年代以後の中国においては、死刑問題はただ中国の国内問題にとどまらず、国際社会の関心事にもなっており、中国の死刑多用に対する国際社会の関心、批判が大きくなるに連れて、死刑制度への反省、疑問も中国国内でも多くなっている。そのために、中国政府は1990年代後半、特に2006年以後になって、「まず存置、次に制限、最終的に廃止」という三段論ともいえるような死刑政策を暗に採るようになった。それを貫くために、死刑改革が進められるようになった。これまでは、以下のいくつかの死刑改革が行われている。

①2010年2月に刑法改正が行われた。この改正で、従来の68個の死刑罪名のうち次の13の罪名から死刑を外して、死刑罪名を55個に減らした。つまり、文化財密輸罪、貴重金属密輸罪、貴重動物及び製品密輸罪、普通貨物物品密輸罪、手形詐欺罪、金融証券詐欺罪、信用証券詐欺罪、付加価値税納税証書不正作成及び使用罪、付加価値税納税証書不正製造及び販売罪、犯罪方法伝播罪、古文化遺跡古墳盗掘罪、古人類化石盗掘罪、窃盗罪である。

また、中国には「矜老恤幼」（高齢者に配慮し、子供を思いやる）伝統文化があり、高齢者の被告人には再犯の危険性が少ないといった理由で、一部の論者は、かねてから、18歳未満の少年に対して死刑を適用しないと同様に、一定の高齢者に対しても死刑を適用しないようにすべきであると主張していた。今回の改正はこのような主張に一定の配慮し、75歳以上の高齢者被告人に対して、特に残忍な手段で殺人した場合を除いて、死刑を適用しないことを決定した。

②公務員横領収賄犯罪、麻薬犯罪、経済犯罪などに対して、中国刑法自体は死刑を設けているだけでなく、死刑適用の金額的または重量的要件をも定めている。例えば、刑法規定自体からすると、公務員横領収賄犯罪の場合、横領、收受した金額が10万元であると、死刑になる。また、麻薬犯罪の場合、密輸、販売、運搬、製造したヘロインが50グラム以上であると、死刑になる。しかし、これらの犯罪はあまりにも多いので、本当にこのような法定死刑要件を適用すると、年間数万人ないし10数万人の被告人を死刑にせざるをえない。このような極端な局面を避けて、死刑の適用を制限しようとして、最高人民法院は、2000年以後、随時「通達」という形での司法解釈を地方の人民法院に公布し、死刑適用の法定要件を絶えず引き上げているのである。

③中国での死刑多用を可能にしている要素の一つはその手続の容易さと迅速さである。そこで、2000年代に入ってから、死刑事件の「質」を確保し、その適用を制限しようとして、最高人民法院を中心に手続面からの工夫がされるようになった。従来、「二審終審制」が実施されたものの、死刑事件を含むすべての事件の二審（控訴審）は書面審理だけであることを改めて、2006年9月から、死刑事件（即時執行死刑事件のすべて、新しい証拠が提出された2年執行猶予つき死刑事件）はその二審が第一審と同じように法廷公開審理に切り替えられて、死刑事件に対するより充実した審理が可能になった。また、判決が確定した後の「確認許可手続」について、1983年9月に殺人罪などの凶悪犯罪についてその権限が地方の各高級人民法院に委ねられたが、2007年1月からその委任が改められて、すべて刑事訴訟法の規定したとおりに最高人民法院はこれを遂行、行使するようになった。

しかし、上述した死刑改革が死刑の政治性という歴史的連続から離れ、中国での死刑制度の抜本的变化になるかは不明であって、一層の観察と研究が必要である。

(2) 本研究の学術的成果をこの間に日本語、英語、中国語でそれぞれ論文発表している。また、国際犯罪学会の第16回研究大会(平成23年8月)やノルウェー人権センターや中国の死刑問題民間研究会などで研究報告を行った。特に、本研究のテーマとも関連して、いまの欧米で流行となっているのは、いわゆる中国の死刑多用の非歴史性・偶然性という美談である。これに対して、本研究を通じて、それは誤った認識であって、中国の歴史上の裏と表・本音と建前・鞭と飴を混同したものであることを学術的に指摘することができた。欧米での中国死刑研究に対する、強いメッセージを日本から発信することができ、影響が大きかった。本研究の当初の目的の一つである「国際的研究」も大いに達成できたといえる。

(3) 本研究進行中、中国での死刑状況やそれについての研究情報を日本や欧米に対して発信することだけでなく、日本や欧米での死刑政策・死刑制度の変化、および、それに関する研究の状況を中国の関係機関、関係者に発信することもできて、中国での死刑政策・死刑制度の改善にも寄与することができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

- ① Wang Yunhai, The Death Penalty and Society in East Asia, 査読有 Hitotsubashi Journal of Law and Politics, Volume 40, 2012, pp1-14.
- ② 王雲海、「中国的政治改革与刑事法進化」、林華生主編『中国経済発展の必経之路』、査読無、中国世界知識出版社、2012年、第198頁-211頁。
- ③ 王雲海、「中国の刑法改正と死刑制度の変更」、『法律時報』、査読有、第83巻4号、2011年、第118頁-123頁。
- ④ 王雲海、「中国の政治改革と死刑制度の変化」、浅田和茂、石塚伸一、葛野尋之、後藤昭、福島至編『人権の刑事法学』、日本評論社、査読無、2011年、第834頁-852頁。
- ⑤ 王雲海、「なぜ同じ犯罪なのに国により刑罰は違うのか—死刑を例に」、『法学セミナー』、査読有、第55巻10号、2010年、第18頁-21頁。
- ⑥ 王雲海、「死刑を廃止しない国々の論理」、水谷規男、上田信太郎、山口直也、本庄武編『刑事法における人権の諸相』、成文堂、

査読無、2010年、第395頁-418頁。

- ⑦ Wang Yunhai, Book Review: David T. Johnson & Franklin Zimring, The Next Frontier: National Development, Political Change and the Death Penalty in Asia, Asian Affairs, (London), 査読有, Volume XLI, Number 3, 2010, pp.450-452.
- ⑧ 王雲海、「日本の刑罰是軽是重?」、中国人民大学刑事法律科学研究中心編『明德刑法学名家講演録』、査読有、2010年、第456頁-474頁。
上記論文は一橋大学機関リポジトリで公開しています。
<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/ir/index.html>

[学会発表] (計3件)

- ① 王雲海、中国死刑問題民間研究会、「死刑与民意」、2012年3月20日、中国海南省
- ② Wang Yunhai, The 16th World Congress of International Society for Criminology, How is China Changing its Death Penalty Policy?, August 8, 2011, Kobe International Conference Center.
- ③ Wang Yunhai, Norwegian Center for Human Rights, The Death Penalty and Society in East Asia, March 19, 2010, Norway, Oslo.

[図書] (計2件)

- ① 王雲海編著、国際書院、『名誉の原理』、2010年、267頁。
- ② 王雲海著、中国人民大学出版社、『監獄行刑的法理』、2010年、147頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

王 雲海 (WANG YUNHAI)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30240568